

令和8年度

国営施設応急対策事業旧迫川地区  
旧迫川地区事業誌編成業務

現 場 説 明 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 1. 一般事項

### (1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙－１のとおりである。

### (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ①部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不等要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### (3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

## 2. 作業歩掛・単価について

- ①「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」（以下「積算基準」という。）に定められていない作業歩掛・単価については、別紙２－１及び別紙２－２のとおり考えている。また、積算基準の標準歩掛以外の作業歩掛（作業歩掛に付随した機械経費及び材料費を含む）については、歩掛の妥当性を検証するために歩掛実態調査を行うこととしており、調査様式は監督職員が別途指示する。
- ②本業務における作業条件等については、別紙３のとおりとしている。

## 3. 歩掛・単価の適用期について

積算に使用する歩掛（別紙２－１の作業歩掛を除く。）及び単価については、以下のホームページで公表されている入札書受付開始時点の最新を適用する。

- ①歩掛及び技術者基準日額 農林水産省ホームページ  
ホーム>農村振興>土地改良工事積算基準の改正について  
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

- ②資材価格 東北農政局ホームページ  
ホーム>入札情報・お問い合わせ>発注・入札情報、その他公表事項  
<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>

#### 4. 事業誌発送について

特別仕様書（案）別紙2 作業項目内訳表 3 事業誌印刷・製本・発送に示す事業関係機関等については、別紙4のとおり想定している。

#### 5. 打合せについて

- ①打合せ場所は、北上土地改良調査管理事務所旧迫川支所（宮城県遠田郡涌谷町）で行うこととしている。
- ②打合せに係る配置人員は下表のとおり考えており、打合せの作業日数は0.5日/回とし、往復移動に係る基準日額は見込んでいない。

| 職 種<br>打合せ | 主任技師<br>(人/回) | 技師A<br>(人/回) | 技師B<br>(人/回) |
|------------|---------------|--------------|--------------|
| 初 回        | 1.0           | 1.0          |              |
| 第2回        |               | 1.0          | 1.0          |
| 最終回        | 1.0           | 1.0          |              |

#### 6. 旅費交通費について

- ①積算上の基地は、仙台市としている。
- ②打合せ及び現地作業はライトバンを利用し、日帰りにより行うことを見込んでいる。  
なお、松島北IC～仙台港北IC間の高速道路料金1,200円（往復、税抜き）を計上している。

#### 7. 施設管理者について

本業務に関わる施設管理者は旧迫川右岸土地改良区である。

1. 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(7) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(4) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 及川克」と記載するように申し込むこと。

(9) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(5) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(6) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。

(7) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(4) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。

(9) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(5) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(6) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

(7) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(4) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。

(9) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(5) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(6) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(7) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

- (キ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (ケ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。
- (ロ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (ハ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (ニ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (ホ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ヘ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ロ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。
- (ハ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (ニ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (ホ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (ヘ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証券等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証券をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、

受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

## 別紙 2 - 1

## 作業歩掛表

(単位：人)

| 作業項目           | 主任技師 | 技師A  | 技師B  | 技師C  | 技術員  | 備考 |
|----------------|------|------|------|------|------|----|
| 1. 事業誌の構想      |      |      |      |      |      |    |
| 1-1. 基本方針策定    | 2.0  | 4.0  | 4.0  | 4.0  |      |    |
| 1-2. 資料の収集     | 1.0  | 3.0  | 5.0  | 5.0  | 5.0  |    |
| 2. 事業誌原稿作成     | 5.0  | 10.0 | 22.0 | 22.0 | 16.0 |    |
| 3. 事業誌印刷・製本・発送 |      | 1.0  | 2.0  | 4.0  | 4.0  |    |
| 4. 点検・とりまとめ    | 1.0  | 3.0  | 3.0  | 3.0  |      |    |

## 作業単価表

(単位：円)

|                           | 数量  | 単位 | 単価        | 金額        | 備考       |
|---------------------------|-----|----|-----------|-----------|----------|
| 1. 事業誌印刷・製本               |     |    |           |           |          |
| 1.印刷(A4版150頁(オールカラー、A4版)) | 118 | 部  | 12,800    | 1,510,400 |          |
| 2.用紙(表紙、本文等マットコート)        | 118 | 部  | 2,970     | 350,460   |          |
| 3.校正                      | 1   | 式  | 78,000    | 78,000    |          |
| 4.事業誌データメディア書き込み(DVD・CD)  | 118 | 枚  | 860       | 101,480   | 表装印刷代込み  |
| 5.製本加工                    | 118 | 部  | 1,620     | 191,160   |          |
| 6.投込み(贈呈・挨拶文)             | 118 | 部  | 65        | 7,670     |          |
| 7.諸経費                     | 20  | %  | 2,239,170 | 447,834   | 対象金額：1～6 |
| 2. 事業誌発送                  |     |    |           | 36,720    |          |
| レターパックプラス                 | 54  | 箇所 | 600       | 32,400    |          |
| 宅急便コンパクト                  | 6   | 箇所 | 720       | 4,320     |          |

## 作業条件表

| 作業項目              | 作業条件等   | 数量   | 備考                |
|-------------------|---|------|-------------------|
| 1. 事業誌編成          |   | 1式   |                   |
| (1)事業誌の構想         |   | 1式   | 見積歩掛 <sup>※</sup> |
| 1)基本方針策定          |   | 1式   | 見積歩掛 <sup>※</sup> |
| 2)資料の収集           |   | 1式   | 見積歩掛 <sup>※</sup> |
| (2)事業誌原稿作成        |   | 1式   | 見積歩掛 <sup>※</sup> |
| (3)事業誌印刷・製本・発送    |   | 1式   | 見積歩掛 <sup>※</sup> |
| (4)点検・とりまとめ       |   | 1式   | 見積歩掛 <sup>※</sup> |
|                   |   |      |                   |
| 2. 打合せ            | 打合せ日数0.5日   | 3回   | 標準歩掛              |
|                   |   |      |                   |
| 3. 旅費交通費(設計外業日帰用) | 積算基地:仙台市、往復移動日数0.5日、ライトバン移動                                 | 2回   | 標準歩掛              |
| 旅費交通費(設計)         | 積算基地:仙台市、往復移動日数0.5日、ライトバン移動                                 | 3回   | 標準歩掛              |
|                   |   |      |                   |
| 4. 業務報告書作成        | 電子納品2枚(CD-R等)、出力1部(A-4版1,000枚程度、10cm厚チューブファイル) <sup>※</sup> | 1式   | 標準歩掛              |
|                   |   |      |                   |
| 5. 一括計上           | 事業誌印刷・製本費   | 1式   | 見積単価 <sup>※</sup> |
|                   | 事業誌発送   | 60箇所 |                   |

※1. 本作業条件等は入札参加者の見積の参考資料とするものであり、業務請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものでない。

※2. 作業歩掛は別紙2-1に示すとおり。作業単価は別紙2-2に示すとおり。

※3. CD-R等費用は電子用品作成費に含まれている。

別紙 4 事業誌送付先

| No | 機関名称                            | 郵便番号      | 所在地<br>住所                            | 電話番号         | 同封<br>冊数 |
|----|---------------------------------|-----------|--------------------------------------|--------------|----------|
| 1  | 宮城県 農政部 農村振興課                   | 〒980-8570 | 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 県庁11階             | 022-211-2864 | 1        |
| 2  | 北部地方振興事務所 農業農村整備部               | 〒989-6117 | 大崎市古川旭四丁目1番1号 大崎合同庁舎4階               | 0229-91-0725 | 1        |
| 3  | 涌谷町 産業振興課                       | 〒987-9192 | 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2                  | 0229-25-8511 | 5        |
| 4  | 大崎市 産業経済部 農村環境整備課               | 〒989-6188 | 宮城県大崎市古川七日町1番1号                      | 0229-23-2318 | 5        |
| 5  | 宮城県土地改良事業団体連合会                  | 〒980-0011 | 宮城県仙台市青葉区上杉2-2-8                     | 022-263-5811 | 1        |
| 6  | 旧迫川右岸土地改良区                      | 〒987-0281 | 宮城県遠田郡涌谷町小里字新折居37                    | 0229-45-3950 | 30       |
| 7  | 迫川沿岸土地改良区                       | 〒987-0401 | 宮城県登米市南方町西山成前61                      | 0220-58-2024 | 1        |
| 8  | 東北農政局 農村振興部 設計課                 | 〒980-0014 | 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 (仙台合同庁舎A棟)        | 022-263-1111 | 1        |
| 9  | 東北農政局 農村振興部 水利整備課               | 〒980-0014 | 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 (仙台合同庁舎A棟)        | 022-263-1111 | 1        |
| 10 | 東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所            | 〒036-8214 | 青森県弘前市大字新寺町149-2                     | 0172-32-8457 | 1        |
| 11 | 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所             | 〒020-0023 | 岩手県盛岡市内丸7-25 (盛岡合同庁舎3階)              | 019-613-2533 | 5        |
| 12 | 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所宮城支所         | 〒989-6143 | 宮城県大崎市古川中里6-7-10(古川合同庁舎3階)           | 0229-22-6314 | 1        |
| 13 | 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所旧迫川支所        | 〒987-0111 | 宮城県遠田郡涌谷町字柳町26-1(浅真中央ビル2階)           | 0229-25-8350 | 1        |
| 14 | 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所            | 〒010-0951 | 秋田県秋田市山王7-1-3 (秋田合同庁舎5F)             | 018-823-7801 | 1        |
| 15 | 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所最上川支所       | 〒990-2476 | 山形県山形市鏡沢62-2 最上川中流土地改良会館2F           | 023-643-9961 | 1        |
| 16 | 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所            | 〒960-0241 | 福島県福島市笹谷字稲場38-7                      | 024-555-3780 | 1        |
| 17 | 東北農政局 土地改良技術事務所                 | 〒983-0836 | 宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目14番1号                 | 022-295-5544 | 2        |
| 18 | 東北農政局 津軽土地改良建設事務所               | 〒036-0357 | 青森県黒石市追子野木3-145-1                    | 0172-40-4360 | 1        |
| 19 | 東北農政局 津軽北部二期農業水利事業建設所           | 〒037-0305 | 青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山225-1               | 0173-69-1010 | 1        |
| 20 | 東北農政局 十三湖農地防災事業建設所              | 〒037-0004 | 青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10 青森地方法務局五所川原支局 | 0173-38-3431 | 1        |
| 21 | 東北農政局 和賀中央農業水利事業建設所             | 〒024-0062 | 岩手県北上市鍛冶町1-11-58                     | 0197-62-0755 | 1        |
| 22 | 東北農政局 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所         | 〒028-3307 | 岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地70-3                  | 019-681-4560 | 1        |
| 23 | 東北農政局 岩手山麓農業水利事業所               | 〒020-0733 | 岩手県滝沢市篠木待場80                         | 019-699-2225 | 1        |
| 24 | 東北農政局 河南二期農業水利事業所               | 〒986-0832 | 宮城県石巻市泉町4-1-18 (合同庁舎3F)              | 0225-25-4588 | 1        |
| 25 | 東北農政局 平鹿平野農業水利事業所               | 〒013-0051 | 秋田県横手市大屋新町字大平99-39                   | 0182-35-7781 | 1        |
| 26 | 東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 成瀬皆瀬農業水利事業建設所 | 〒013-0105 | 秋田県横手市平鹿町浅舞字蔭沼315番1                  | 0182-23-5242 | 1        |
| 27 | 東北農政局 田沢二期農業水利事業所               | 〒014-0052 | 秋田県大仙市大曲川原町9-17                      | 0187-66-3255 | 1        |
| 28 | 東北農政局 旭川農業水利事業所                 | 〒013-0018 | 秋田県横手市本町2番9号 (横手法務合同庁舎1階)            | 0182-35-5401 | 1        |
| 29 | 東北農政局 八郎潟農業水利事業所                | 〒010-0442 | 秋田県南秋田郡大湯村東1-1 (旧秋田県農業研修センター 2F)     | 0185-47-7667 | 1        |
| 30 | 東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所            | 〒999-7781 | 山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚15 (最上川土地改良区1階)     | 0234-28-8316 | 1        |
| 31 | 東北農政局 南相馬地域直轄災害復旧事務所            | 〒979-1513 | 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字芋頭5-2 (サンシャイン浪江内)     | 0240-23-7740 | 1        |
| 32 | 農林水産省図書館 大臣官房統計部管理課図書資料班        | 〒100-8950 | 東京都千代田区霞が関1-2-1                      | 03-3502-8111 | 11       |

別紙 4 事業誌送付先

| No | 機関名称                   | 郵便番号      | 所在地<br>住所                          | 電話番号         | 同封<br>冊数 |
|----|------------------------|-----------|------------------------------------|--------------|----------|
| 33 | 農林水産省 農村振興部 設計課        | 〒100-8950 | 東京都千代田区霞が関1-2-1                    | 03-3502-8111 | 1        |
| 34 | 農林水産省 農村振興部 水資源課       | 〒100-8950 | 東京都千代田区霞が関1-2-1                    | 03-3502-8111 | 1        |
| 35 | 関東農政局 農村振興部 設計課        | 〒330-9722 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) | 048-600-0600 | 1        |
| 36 | 関東農政局 土地改良技術事務所        | 〒332-0026 | 埼玉県川口市南町2-5-3                      | 048-254-0511 | 1        |
| 37 | 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所 | 〒277-0831 | 千葉県柏市根戸471-65                      | 04-7131-7141 | 1        |
| 38 | 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所   | 〒439-0031 | 静岡県菊川市加茂2280-1                     | 0537-35-3251 | 1        |
| 39 | 北陸農政局 農村振興部 設計課        | 〒920-8566 | 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎          | 076-263-2161 | 1        |
| 40 | 北陸農政局 土地改良技術事務所        | 〒921-8507 | 石川県金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎4階      | 076-292-7900 | 1        |
| 41 | 北陸農政局 信濃川水系土地改良調査管理事務所 | 〒951-8133 | 新潟県新潟市中央区川岸町1丁目49番地3               | 025-231-5141 | 1        |
| 42 | 北陸農政局 西北陸土地改良調査管理事務所   | 〒923-0801 | 石川県小松市園町水85-1                      | 0761-21-9911 | 1        |
| 43 | 東海農政局 農村振興部 設計課        | 〒460-8516 | 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2                  | 052-201-7271 | 1        |
| 44 | 東海農政局 土地改良技術事務所        | 〒460-0001 | 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2                 | 052-232-1057 | 1        |
| 45 | 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所 | 〒466-0857 | 愛知県名古屋市中区安田通四丁目8番東海農政局安田庁舎         | 052-761-3191 | 1        |
| 46 | 近畿農政局 農村振興部 設計課        | 〒602-8054 | 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町           | 075-451-9161 | 1        |
| 47 | 近畿農政局 土地改良技術事務所        | 〒612-0847 | 京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地               | 075-641-6391 | 1        |
| 48 | 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所  | 〒612-0855 | 京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56                | 075-602-1313 | 1        |
| 49 | 近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所   | 〒638-0821 | 奈良県吉野郡大淀町下淵388 - 1                 | 0747-52-2791 | 1        |
| 50 | 中国四国農政局 農村振興部 設計課      | 〒700-8532 | 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎        | 086-224-4511 | 1        |
| 51 | 中国四国農政局 土地改良技術事務所      | 〒700-0984 | 岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F         | 086-223-2777 | 1        |
| 52 | 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所  | 〒731-0221 | 広島県広島市安佐北区可部2-6-15                 | 082-819-1617 | 1        |
| 53 | 中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所  | 〒762-0086 | 香川県丸亀市飯山町真時677-1                   | 0877-56-8260 | 1        |
| 54 | 九州農政局 農村振興部 設計課        | 〒860-8527 | 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号                 | 096-211-9111 | 1        |
| 55 | 九州農政局 土地改良技術事務所        | 〒862-0901 | 熊本県熊本市東区東町四丁目5-7                   | 096-367-0411 | 1        |
| 56 | 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所  | 〒830-0062 | 福岡県久留米市荒木町白口891-20                 | 0942-27-2160 | 1        |
| 57 | 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所  | 〒885-0093 | 宮崎県都城志比田町4778-1                    | 0986-23-1293 | 1        |
| 58 | 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部      | 〒900-0006 | 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館   | 098-866-1627 | 1        |
| 59 | 内閣府 沖縄総合事務局 土地改良総合事務所  | 〒901-0232 | 沖縄県豊見城市伊良波622番地                    | 098-856-6868 | 1        |
| 60 | 国立国会図書館                | 〒100-8924 | 東京都千代田区永田町1-10-1                   | 03-3581-2331 | 5        |

発送方法：着色部→宅急便コンパクト 着色以外→レターパックプラス

118